

## ソフトウェアの不正使用を許しません

中部大学では、著作権保護およびコンプライアンス（法令遵守）はもとより、ICT 資産管理規程（ソフトウェアライセンス管理含む）および情報セキュリティポリシーを制定し、ソフトウェアのライセンスに関する使用許諾契約書の遵守ならびにその管理の徹底を図っています。

不正コピー等ライセンス契約に関する違反は犯罪行為です。

ソフトウェアメーカーより正式に使用許諾を受けているライセンスのみ使用することを学内の構成員一人ひとりが認識し、不正使用とならないように努めます。

ソフトウェアの不正使用をした場合は、本学の定める規程等に基づき処分します。



不正コピー禁止